## 環境影響評価法の一部を改正する法律

(環境影響評価法の一部改正)

第 一 条 環境影響評 価 法 平 成九年法律第八十一号) の — 部を次のように改正する。

第二条第二項第二号ロ中「及び同項第二号の負担金」 を「、 同項第二号の負担金及び同項第四号の政令

で定める給付金のうち政令で定めるもの」に改める。

第六条第一項中「対し、 方法書」 の下に「及びこれを要約した書類 (次条において「 要約 書」 という。

)」を加える。

第七条中「前条第一項に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しな

け れば」 を「公告の日から起算して一月間、 方法書及び要約書を前条第一項に規定する地域内にお 1 て縦

覧に供するとともに、 環境省令で定めるところにより、 インター ネッ トの利用その他 の方法により公表し

なければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(説明会の開催等)

第七条の二 事業者は、 環境省令で定めるところにより、 前条の縦覧期間内に、 第六条第一 項に規定する

地域内において、 方法書の記載事項を周知させるための説明会 (以下「方法書説明会」という。 を 開

催し なければならない。 この場合において、 当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所 が な ایا

きは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事 業者は、 方法書説明会を開催するときは、 その開催を予定する日時及び場所を定め、 環境省令で定

め るところにより、 これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならな

ιį

3 事 業者は、 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、 第六条第一 項に規

定する地域を管轄する都道府県知事の意見を聴くことができる。

4 事 業者は、 その責めに帰することができない事由であって環境省令で定めるものにより、 第二項 の規

定に よる公告をした方法 書説明命 会を開催することができない場合には、 当該方法書説明会を開催するこ

とを要しない。

5 前各項 に定めるもののほか、 方法書説明会の開催に関し必要な事項は、 環境省令で定める。

第八条第一項中「前条」を「第七条」に改める。

第十条第一項中「ときは」の下に「、第四項に規定する場合を除き」 を加え、 同条に次の三項を加える。

4 市 の 第六条第一 長 が、 前 条 項に規定する地 の 書 類 の送付を受けたときは、 域 の全部が が一 の政令で定める市 第 項 の 政 令で定 の区域 め る に限られ 期 間 内に、 るも 事 の であ **業** 者 に る場合は、 対 方法 当該

に つ L١ 7 環境の 保全の見地からの意見を書 面により述べるものとする。

5 前 項 の 場 合に おい て、 前条に規定する都道府県知事 Ĭţ 同 . 条 の 書類 の送付を受けたときは、 必要に応

Ų 第 項 の 政令で定める期間 内 に 事業者に対 ڵؚ 方法書につい て環境 の保含 全 の 見地 か らの 意 見を

面により述べることができる。

6 第四項 の場合において、 当 該 市の長は、 前条の書類に記載された意見に配意するものとする。

第十一 条第 項 中 「 前条第 項 の下に「、 第 四 [項又は第五項] を加え、 同条第三項を同条第四項とし

、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 主 務大臣は、 前 項 の規定に よる事業者の申出に応じて技術的な助言を記載した書面の交付をしようと

するときは、 あらかじ め、 環 境· 大臣 一の意見を聴かなければ ならな l,

第十二条第二項中「 前条第三項」 をっ 前条第四項」 に  $\neg$ 同条第三項」 を「 同条第四項」 に改める。

第十三条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

第十四条第一 項第三号中「 意見」 の下に「又は 同条第四項 の 政令で定める市の長の意見及び同条第五項

の都道府県知事の意見がある場合にはその意見」を加える。

第十五条中「第十条第一項」の下に「、 第四項又は第五項」を加え、 「及び第十七条」を削る。

第十六条中「関係地域内におい て、 準備書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなけれ

ば を「公告の日から起算して一月間、 準備書及び要約書を関 《係地域· 内に お ١J て縦覧に供するとともに、

環境省令で定めるところにより、 インター ネッ トの 利用 その他 の方法により公表 U な ければ に 改 らめる。

同条第二項を次のように改める。

第十七条第一項中「「

説明会」

を「「

準備書説明会」

に

\_

説明会を」を「準備書説明会を」

に改め、

2 第 七条 の二第二項 から第五項 ま での規 定は、 前項 の規定に より事業者が準 備 書説 明 会を開 催 する場合

に つ しし て準用する。 この場合において、 同条第三項中「第六条第一項に規定する地域」 とあっ るの は 第

十五 条に規定する関係地域」 Ļ 同条第四項中「第二項」とあるのは 「第十七条第二項に おい 、 て 準 に 用

る第二項」と、 同条第五項中「前各項」 とあるのは「第十七条第一項及び第二項において準用する前三

項」と読み替えるものとする。

第十七条第三項から第五項までを削る。

第二十条第 項中「ときは」 の下に「、 第四項に規定する場合を除き」 を加え、 同条第二項を次のよう

に改める。

2 前項の場合において、 当該関係都道府県知事は、 期間を指定して、準備書について関係市町村長の環

境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

第二十条に次の四項を加える。

3 第 一 項 の場合において、 当該関係都道府県知事は、 前項の規定による当該関係市町村長の意見を勘 案

するとともに、 前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配意するものとする。

4 関 係 地 域 の全部が一 の第十条第四項 の政令で定める市 の区域 に限 られ るも のである場合は、 当該 市 の

長が、 前条の書 類の送付を受けたときは、 第 一 項 の政令で定める期間内に、 事業者に対し、 準備 につ

いて環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

5 前 項 の場合において、 関係都道府県知事 ば、 前条の書類の送付を受けたときは、 必要に応じ、 第一 項

の政令で定める期間内に、 事業者に対し、 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述

べることができる。

6 第四項の場合におい て、 当 該 市の長は、 前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配意するも

のとする。

第二十一条第一項中「前条第一項」の下に「、第四項又は第五項」を加え、 同条第二項第三号を次のよ

うに改める。

前条第 項 の関係都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項

の関係都道府県知事の意見がある場合にはその意見

第二十二条第二項第一号中「 (次号及び第二十六条第一 項において「内閣総理大臣等」という。 )」を

削り、 同項第二号中「 内閣総理大臣等」を「 内閣総理大臣又は各省大臣」に改 いめる。

第二十三条中「 内閣総理大臣等」を「 内閣総理大臣又は各省大臣」に改め、 同条の次に次の一条を加え

ಠ್ಠ

(環境大臣の助言)

第二十三条の二 第二十二条第一項各号に定める者が地方公共団体その他公法上の法人で政令で定めるも

の (以下この条にお いて「地方公共団体等」という。 )であるときは、 当該地方公共団体等 の長は、 次 条

の規定に基づき環境 の 保 全 の見地・ からの 意見を書面 により述べることが必要と認め る場 合 に は 評 価

の 送付を受け た後、 環境大臣に当該評価書の写しを送付して助言を求めるように努めなければならない。

第二十四条中「 前条」 を「第二十三条」 に改める。

\_

第二十六条第一 項 第 一 号 中 内 閣 総理大臣等」 を「 内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委 員会

る 国 務 大臣 に 改 め、 同 項第二号中 内 閣 総理· 大臣等」 を「 内閣総理大臣又は各省大臣」 に 改 め、 同 条第

(中「前条第一 項第二号又は同条第二項」 を「同条第一項第二号又は第二項」に、「(次条」を「 及び

第二十四条 の書 面 (次条並びに第四十一条第二項及び第三項) に \_ 要約 書」 を「評価書等」 に改め、

及び第二十四条の 書面 を 削 ಶ್

第二十七条中「 関係 地 域内において、 評価書、 要約書及び第二十四条の書面を公告の日から起算して一

月間 「縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、 評価書等を関係 地域内におい て縦覧に に供す

るとともに、 環境省令で定めるところにより、 インターネットの利用その他の方法により公表しなければ

の

長

であ

」に改める。

第四十条第二項中「 対象事業」 とあるのは 「第四十条第一 項 を「 対象事業に係る環境影 響評! 価 を لح

あ る の は 第 四十 条第 項 に とり う。 \_ を とい う。 に 係 る 環 境 影 響評 価 を に 改 め、

同 項 中 対 象事業」 لح あ る の は 都市計画対象事業」と、 同 条第二項」 の下に「 及び第三項」 を加 え、

都 市 計 画 決定権者」 ۲ \_ 定める者」 ᆫ を「 都市計画決定権者」 Ļ \_ 定める者に」」 に 定 める者)

を 定 める者) に \_ に 改め、 評 価 書 を削 ij 前 条 の を「 第二十三条の」 に 改 め、 の

業者」 ح の 下 に 同 . 条 第 項第二号」 とあ る のは 前 条第 項第 号 ے を 加 え

同条第三項 第四十一 中 条第二 同条に 項中「 1規定する 同条に規定する評価 うる評価 書、 要約書及び第二十四条の 書、 要約書及び第二十四条の書 書 面 及び「 面 評価 をっ 書、 評価書 要約書及び 等 等 に改め、 同 条の

書面」を「評価書等」に改める。

第四十六条第一 項 中 \_ 説 明 会 をっ 方法 書 |説明会及び準備 書説明会」 に改める。

第四十八条第二項中 前 条第 頂 の下に「、 第四項又は第五項」 を加え、 \_ 第四十八条第 項 の対象

港湾計 画 を \_ 同 項 の 対象港湾計画」 に改め、 Ļ 同条第二 項 の下に「 及び第三項」 を 加 え、

響評 同条第三項中 境 あ 事 影 価 る場合にはその意見」 の意見」 響 評 ۲ 価 の下に「 の 対象事業」 第二条第二項第 لح あ 又は る の を「 を加え、 同 は 条第四 港 同条第四項中「対象事業」 号 イ」 湾 項 環 \_ 同項第七号」 の政令で定める市の 境 を「 影 響 評 環境影響評 価 の を「同項第七号イ」 Ļ 価 に 長の意見及び を 第二条 とあ 7 環境影響評価」 第二 るの 同 項 は に改め、 第 条第五項 港湾環境 号 ヹ とあるのは の 影響 都道 に の内容」 改 評価 府 め 県知 Ļ を 港湾環境影 都 事 ۲ の 道 意 の 下 府 見 県

に 条 第 を 加 同号二中」 項及び第三項から第六項まで並びに第二十一 え、 第 十 を 加 ·七条第 え、 項 の 総合的 か ら第四 な評 項 価 ま で を削り、 を \_ 条第一 第十七条」 及び第十条第 頂 に改め、 に \_ 及び第二十条第 7 項 \_ の下に 述べるものとする」 ¬ , 頂 第四 項 を 文は とある 第 第 五 の 頂 が

知

環

は 述べ る ものとする。 この 場合に お ١J て、 当該 関 係 都 道 府県 知事 ば 期 間 を指定し ζ 準 備 書 に つ 61

第三 項 の 規 定 ば 前 項 の 規定により」 لح あ る の はっ 前 項 の 場合におい ζ ۲ つ 61 て準 甪 す ಠ್ಠ この

関

係

市

町

村

長

の

環

境

の

保

全

の

見 地

か

5

の

意

見

を求

め

る

も

の

とする」

۲

同

条

第

項

中

第

 $\dot{+}$ 

-条第

項

及び

場 合に 前項」 お 11 て、 同条第二項中 前条に規定する市 前村 長 とあ るのは「 関 係 市町: 村 長」 ۲ 同 条第三 項 中

とあるのは「 第二十条第二項にお L١ て準用する前項」 ۲ 前条 の 書 類 に記 載され た意見」 とあ

る のは「 第十九条の書類に記載された意見及び事業者の見解」 と読み替えるものとする」 とあるのは っは

同 項 の 規定による当該 市町 村長 の 意見を勘案するとともに、 前 条 の 書 類 に記 載され た意見及び 港湾管理

者 の 見 解 に 配 意 ず るも のとする」 ۲ 第 二 十 一条第 項 中 事 業者」 とあ る の は  $\neg$ 港 湾管 理 者」 ۲ を

削 ij 環 境 影響評価」 とあ るのは「 港湾 環境影響 評価」 ۲ \_ 環 境影 》響評 価 書 を 環 境 影響 評 価 を

لح ぁ るのは 港湾環境 影響評価 を Ł \_ 当該環境影響評価 とあ るのは \_ 当該港湾環境 影 警評! 価 Ļ

環 境 影響 評 価 の لح あ る の は 港 |湾環境| 影響評 価 ဉ ۲ \_ 環境影響 評 価 書 に 評 価 書、 要約書及

び 第二十 应 条 の 書 面 を 評 価 書 等」 に 改 め る。

第四十九条中「 説明 会」 を「 方法 書説明会若しくは準備書説明会」 に改める。

第 五十三条第一 項 第 一 号 中 ため の 手 続 の下に「及び第七条の二第 項 の 規定に による 周 . 知 の た んめの措

置 に相当する手 続 を、 第 七 〕 条 」 の 下に 及び第七条 3の 二 を加 え、 同 項 第三号中 第  $\dot{+}$ · 条第 項 の

下に 又は 第四項」 を加え、 同 項 第四号中「 又は第四項 後段」 を 削 וֹ) 同 項第六号中「 第二十条第一 項

の下に「又は第四項」を加える。

第二条 環境影響評価法の一部を次のように改正する。

# 第一節 第二種事業に係る判定 (第四条)

目次中「準備書の」 を「方法書の」に、 第二節 方法書の作成等 (第五条 第十条)

を

第三節 環境影響評価の実施等 (第十一条 第十三条)」

「 第一節 配慮書 (第三条の二 第三条の十)

第二節 第二種事業に係る判定 (第四条)

に、「第三章」を「第五章」に、「第四章」

第三章

方法書

(第五条

第十条)

第四章 環境影響評価の実施等 (第十一条 第十三条)」

を「第六章」に、 「第五章」 を「第七章」に、 \_ 第六章」を「第八章」に、 「第三十八条」を「第三十八

条の五」に、 「第七章」 を「第九章」 اڭ \_ 「第三十九条」 を「第三十八条の六」に、 \_ 第八章」 を「 第 十

章」に改める。

第二章の章名中「準備書」を「方法書」に改める。

第二章第一節から第三節までの節名を削る。

第二章中第四条の前に次の一節及び節名を加える。

### 第一 節 配慮書

### 計 画段階配 記慮事! 頂に うい ての検討

第三条 う の 二 第 種事業を実施 しようとする者 (国が行う事業に あっては当該事業の実施を担当する行政

機関 (地方支分部局を含む。) の長、 委託に係る事業にあってはその委託をしようとする者。 以下同じ

ц 第一 種事業に係る計画の立案の段階において、 当該事業が実施されるべき区域その他の 第二条

第二項第一号イからワまでに掲げ る事業の種類ごとに主務省令で定める事項を決定するに当たっ ては、

同号 Ī からワ までに |掲げ る 事 業 の 種類ごとに主務省令で定めるところにより、 一又は二以上の当該

の実 施が想定される区域 (以下「事業実施想定区域」という。 )における当該事業に係る環境の保全 の

ために配 慮すべき事項 (以下「計画段階配慮事 項」という。) につい ての検討を行 わなけ れば ならない。

2 前 項 の 事 業が 実施 さ れ るべき区域そ の 他 の事 項を定める主務省令は、 主務大臣 (主務大臣) が内閣 府 ഗ

外 局 の 長 であるときは、 内閣総理大臣) が環境大臣に協議して定めるものとする。

3 階配 第 虚事項についての検討を適切に行うために必要であると認められる計画段階配 項 の主務省令(事業が実施されるべき区域その他の事項を定める主務省令を除く。 虚事項 の選定並びに Ιţ 計画段

当該計画段階配慮事項に係る調査、 予測及び評価の手法に関する指針につき主務大臣(主務大臣が内閣

府 の 外局 の長であるときは、 内閣総理大臣) が環境大臣に協議して定めるものとする。

(配慮書の作成等)

第三条の三 第一 種事業を実施しようとする者は、 計画段階配慮事項についての検討を行った結果につい

て、 次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書 (以下「配慮書」 という。)を作成しなければ なら

ない。

第 種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、 代表者の氏名及び主

たる事務所の所在地)

一 第一種事業の目的及び内容

三 事業実施想定区域及びその周囲の概況

四 計画 段 階配慮事項ごとに調 查、 予測及び評価の結果をとりまとめたもの

五 その他環境省令で定める事項

2

相互に関連する二以上の第一 種事業を実施しようとする場合は、 当該第一 種事業を実施しようとする

者は、 これらの第一種事業について、併せて配慮書を作成することができる。

配慮書の送付等)

第三条 の 兀 第 種事業を実施しようとする者は、 配慮 書を作成したときは、 速やかに、 環境省令で定め

るところにより、 これを主務大臣に送付するとともに、 当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しな

ければならない。

2 主務大臣 (環境大臣を除く。 し は、 配慮書の送付を受けた後、 速やかに、 環境大臣に当該配慮書

しを送付して意見を求めなければならない。

(環境大臣の意見)

第三条の五 環境大臣は、 前条第二項の規定により意見を求められたときは、 必要に応じ、 政令で定める

期間 内に、 主務大臣 (環境大臣を除く。 )に対し、 配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面

により述べることができる。

主務大臣の意見)

第三条の六 主務大臣は、 第三条の四第一項の規定による送付を受けたときは、 必要に応じ、 政令で定め

の写

る期 間内に、 第一種事業を実施しようとする者に対し、 配慮書について環境の保全の見地からの意見を

書 面 に より 述べることができる。 この場合におい ζ 前条の規定による環境大臣の意見があるときは

これを勘案しなければならない。

(配慮書についての意見の聴取)

第三条の七 第 一 種事業を実施しようとする者は、 第二条第二項第一号イからワまでに掲げ る事業の種類

ごとに主務省令で定めるところに より、 配 慮書 の 案又は 配 慮 書に つ 11 て関 係する行政機関 及び 般 の環

境 の 保 全 の見地 から の 意見を求 め るように 努 め な け れ ば な 5 な **l** ,

2 前 項 の 主務省令は、 計画段階配 慮事項につい ての検討に当たって関係する行政機関及び一般 の環境 の

保 全の見地 から の意見を求める場合の措置 に関する指針につき主務大臣 (主務大臣が内閣府 の 外局 の 長

であるときは、 内 閣 総 理 大 臣) が 環 境 大臣に協 議 し て 定 め るも のとする。

基本的事項の公表)

第三条の八 環境大臣は、 関係する行政機 関の長に協議して、 第三条の二第三項及び前条第二項 の規定に

ょ り主務大臣 (主務大臣が内閣 府 の外局 の長であるときは、 内閣総理大臣) が定めるべき指針 に関する

基本的事項を定めて公表するものとする。

(第一種事業の廃止等)

第三条の 九 第一 種事業を実施しようとする者は、 第三条の四第一 項の規定による公表を行ってから第七

条 の規定による公告を行うまでの間において、 次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、

配 慮書の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知するとともに、 環 境

省令で定めるところにより、 その旨を公表しなけ ればならない。

一 第一種事業を実施しないこととしたとき。

第三条の三第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は

第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

三 第一種事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前 項第三号の場合において、 当該引継ぎ後の事業が第一種事業であるときは、 同項の規定による公表

の 日以前に当該引継ぎ前の第 一種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項につい ての検 討

その他の手続は新たに第一 種事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみなし、 当該引継ぎ

前の第一種事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続

は 新 たに 第一 種事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

第 二 種 事業に 係 る計 画段 .俗配 慮 事 項 に う ĺ١ て の 検 討

第三条の十 第二種事業を実施しようとする者 (国が行う事業にあっては当該事業の実施を担当する行政

機 関 (地方支分部局を含む。) の長、 委託に係る事業にあってはその委託をしようとする者。 以下同じ

Ιţ

第二

種

事業に係

る計画

の

立

案

の段階・

にお

11

て、

第三条の二第一

項の

事業が実施されるべき区域

その 他 の 主務省令で定める 事 項 を 決定するに当たっては、 一又は二以上の当該 事業 の実 施 が 想 定され

区域 における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこ

とができる。 この場合において、 当該第二種事業を実施しようとする者は、 当該事業の実施が想定され

る 区 域 に お け る環 境 の 保 全 の た め に配 慮 すべ き事 項 (につい ての検討その他の手続を行うこととした旨を

主務大臣に書面により通知するものとする。

2 前 項 の規定による通知をした第二種事業を実施しようとする者については、 第 一 種事業を実施 しよう

とする者とみなし、第三条の二から前条までの規定を適用する。

### 第二節 第二種事業に係る判定

第四条第 項中 国が行う事業にあっては当該事業の実施を担当する行政機関 (地方支分部局を含む

の 委託に 係 る 事 子業に あっ て は そ の 委託 をしようとする者。 以下同じ。 \_ を削 る。

第五十二条第二項中「 第七章」を「 前章」 に改め、 同条に次の一 項を加える。

3 第二章の規定は、 国の利害に重大な関係があり、 かつ、 災害の発生その他特別の 事情により緊急の実

施を要すると認められる事業として政令で定めるものについ ては、 適 戸用 L な ίľ

第五十三条第一 項第九号を同 頭第十一号とし、 同項第 八号中 「第四号」 を「第六号」 に改め、 同号を同

項第十号とし、 同項第七号中「第四号」を「第六号」に改め、 同号を同項第九号とし、 同項第六号中「第

四号」 を「第六号」 に改め、 同号を同項第八号とし、 同項中第五号を第七号とし、 第四号を第六号とし、

同項第三号中「第一号」 を「 第三号」 に改め、 同号を同項第五号とし、 同項中第二号を第四号とし、第

号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

第一 種事業に係る計画の立案の段階におい て、 当該事業が実施されるべき区域その他の主務省令で

定める事項の決定に当たって、 一又は二以上の事業実施想定区域における当該事業に係る環境の保全

のために配慮すべき事項についての検討を行った結果を記載したものであると認められる書類

条の三第一項の配慮書

主務大臣が前号に掲げ る書 類 につい て環境の保全の見地 からの意見を述べたものであると認 められ

る書類 第三条の六の書面

第五十三条第四項中「第三号」 を「第五号」に、 「第八号」を「第十号」に、 「同項第四号」

を「同項

第六号」 に 7 同 項第五 号 を「 同 項第七号」に、 \_ 同 項第六号」 を 7 同 項第八号」 に \_ 同 項第七号」

を 同 . 項第 . 九号」 に  $\neg$ 同 項 第九号」 を 同 項 第十 号 に 改 いめる。

第五十四条第一 項及び第三項中「第七章」 を「、 前章」 に改める。

第 五十五条第一 項中「について」 の下に「、 第三条の二から第三条の九まで及び第五条から第二十七条

まで」 を、 に による」 の下に「 計画段階配慮事項につい ての検討、 を加える。

第八章を第十章とする。

第七章第 一節中第三十九条の前に次の見出し及び一条を加える。

(都市計画に定められる第一種事業等又は第二種事業等)

る当該 発 l1 ては、 事 ) として同 **業** 第 以下「 第三条の二から第三条の九までの規定により行うべき計画段階配 種 事 、業又は .法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第 市 街 地開発事 第 種事業に 業 という。 係 る 施設 として同法の規定に が 同 条第 五 項 に 規定す より る 都市 都 市 記慮事項. 施設 計画に定められ ( 以 下 定つい ての検 都 る場合に 市 種 施 対表 事 設 業 とい につ おけ の 他

四十 の手続及び第五 · 条 第 耳、 第四十 条から第三十八条までの --条、 第四十三条、 規定により行うべき環 第四十四条第 項、 境影響評 第二項及び 価 第 五 そ の他 項 か の ら第 手 続は 七 項 第 三 ま で 項 並 び に 第

第四十六条に定めるところにより、 七条の二第 項 の指 定都 市 同法第二十二条第一 同法第十五条第一 項 の 項 場合にあっては、 の都道府県若しくは市町村若しくは同 同項 の国土交通大臣 (同法 法 第 第八 八 十

十五条 の 二 の 規 定 に ょ i) 同 法第二十二条第 項 Ê 規 定する国土交通 大臣 の 権 限 が 地 方整 備 局 長 又 は 北 海

道 開 発 局 長に委任されてい る場合にあっては 当該 地 方整備 局 長又は 北海 道 開発局 長) 又は市 町 村) 又

は 都 市 再生特別措置法 (平成十四年法律第二十二号)第五十一 条第一 項 の規定に基づき都 市計 の決定

若しくは変更をする市町村 (以下「 都市計画決定権者」 と総称する。 で当該都 市計画 の 決定又は変更

業に をするものが当該第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして、当該第一 第三条 係る施設に関す の三第二項、 る都 第三条の九第 市 計画 の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。 項 第三号及び第二項 第五条第二 項、 第十四条第二 種事業又は第 この 項 場合に 並 び に お 種 事 ١J

2 第二種 第二種 事業が 文業又は 第二 市街地開発事業として都市計画 種 事業に 係 施 設 が 都 市 施設とし 法の規定により都市計画に定められる場合における当該 っ て 同 法 規定に より 都 市計 [に定: られ 場 合に

-条第一

項第三号及び第二項の規定は、

適 用.

L な

ίÌ

事

る

の

画

め

る

お げ 2る当該 都 市 施設 に 係 る · 第 二 種 事 業 につ 11 ては、 第二章 第 節 の 規定に ょ る計 画 段 階 配 慮 事 項 に つ

ての検討その他の手続は、 画 に 係 る 都 市 計 画決定権者が当該第二種 次項並びに第四十四条第三項及び第四項に定めるところにより、 事業を実施しようとする者に代わるものとして行うことができ 都 市 計

ಠ್ಠ こ の 場 合に お L١ て、 第三条 の 十 第 \_ 項 の 規 定 に より適用 され る第三条の三 第二 |項並びに第三条 の

第 項第三号及び第二項 の規定は、 適 用 L な ιį

3 う場合における第二章第一 第 項又は 前項 の規定により都市計画 節 (第三条の三第二項並びに第三条の九第一 決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行 項第三号及び第二項を除く。

その 計 計 第三条の十第 項第一号中 及び第三条 ては 実施しようとする者」 に係 つ の規 て 種 画法 画決定権者 (以下「 事業」 委託 その名称、 る は当該事業 定の適用については、 第 昭和四十三年法律第百号) をしようとする者。 とあ 種 の 第 九 事 第 **業** 項中「 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」 るの の実施を担当する行政機関 種 ( 以下 事 項 は 第二 中 とあ 業を実施 都市計画決定権者」 都 \_ \_ 都 第三条の二第一項中「第一種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあ 種事業を実施しようとする者 第 市計画第 る の 市 以下同じ。 しな 種 は 計 事 \_ 画 ί, Ι, 第 業 都 の規定により都市計画に定めようとする場合に 種 を 市 とあ 実施 事業」 計 種 事業」 という。 ιţ 画決定権者」 (地方支分部局を含む。 る しようとする者」 の ۲ 第 ば という。 ば、 第三条 種 都 事 ۲ · 業 市計 (国が行う事業にあっては当該事 第 一 の 同 とあ 画 四第一項、 とあるのは「 とあ 項 Ļ 第 種事業又は第 種 第 る る の 第三条の三 の 長、 号 中 は 事業を都 の は 第三条の六、 名 称」 \_ 第三十八 \_ 氏 委託に係る事 都 種事 一 第 一 名及び 市計画に 市 ۲ 計 . 条 画 決 項 中 おける当該 業に係 同項 住 第三条 の 定 定 所 六 \_ めな る施 業に **業** 第二号中 第 第 権 ) 法 者」 の の あっ 七第 実施 しし 人 種 都 項 設を都 に 事 市 ഗ ڔ を担 業 ては あっ 計 都 一 項 同 第 市

当する行政機関

地方支分部局を含む。

の 長、

委託に係る事業にあってはその委託をしようとする者

7 の は 以下同じ。 第 二 当 該 種 事業都、 第二 種 とあるのは「第三十八条の六第二項に規定する都市計画決定権者(以下この条におい 事 市 業都、 計画決定権者」 市 計 画 決定権者」 という。 ۲ \_ 同条第二項中 ۲ \_ 当該第二種事業を実施しようとする者」 第 三種 事 業を実施しようとする者」 とある لح

る のは 第二種 事業都市計画決定権者」と、 第 種事業を実施しようとする者」 とある のは \_ 都市 計

画 ·決定権者」 ڔ 第三条の二から前条までの規定を適用する」 とあるのは「第三十八条の六第三項 の

規定に ょ う読 み替えて適用 用される される第三条の二から前条 ま での 規定を適 事業又は 用する。 この 場 合に お しし 同 頂

の

規

定

に

ょ

IJ

読

み替

「えて適

る第三条の二第

項

中

第

種

第

種

事

**業** 

に

係

る施

設

とあ

る の ばっ 第四十条第一 項に規定する第二種事業等」 ۲ \_ 第一 種 事業  $\widehat{\phantom{a}}$ とあるのは 第二種 事 業

۲ 都 市 計 画 第一 種事業」 とある のは \_ 都 市 計 画第二種 事業」 ۲ 第三十八条の六第三項 の 規定によ

り読 み 替 え て適 用 され る第三条の三第 項第二号中 ٦ 都 市 計 画第 種 事 業 لح あ る の は  $\neg$ 都 市 計 画 第二

種 事 業 Ļ 第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の九第一項第一号中 「 都

市 第 種 事業」 とあるのは \_ 都市 計画第二種事業」 とする」とする。

第三十九条の見出しを削り、 同 . ( 条 第 項 中 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第四条第七項に規

の は 計画 をするも 同法第八十七条の二第一 定する市街地開発事業(以下「市街地開発事業」 定若しくは変更をする市町村(以下「 同 委託 ては 又は 北 都 法第八十五条の二の規定により同法第二十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限が地 \_ 法 次項」 市 海 当該 道 計画決定権者」 をしようとする者。 都 開発局 の に 市 事 再生 の 業 を「 下に \_特別措| 長 同 の 当該 条第五 実 に委任され 施 から第四 という。 都 置 を担当する行 法 項 項に規定する 市 以下同じ。 計画に係 ( 平成 の指定都市 7 項 しは ま 1 ) 十四四 る で )政機 る都 場合にあっては、 を「 年 都 \_ 都市計画決定権者」 を (同法第二十二条第一 関 加 市 市 法律第二十二号) 施設 都市計画決定権者は」 を え、 計画決定権 地 者は 方支分部 (以下「 という。) として同法」を「市街地開発事業として都市 同 に、 法第十五 当 該 者」 都市 局 第五十 と総称する。 地 を含む。 に改め、 方整 項の場合にあっては、 条第 施設」 第三十九条第 備 に改め、 条 第 項 局 同条第二項中「 という。 浸長又は: の長、 の ) で当該都市計画の決定又は変 都 項 道 \_ 項 委託 の 北 府県若し の都市計画決定権 規 海 昭和四十三年法律第百号) 定に を「 道開発局 に 係 者 同 る事 基づき都 項 都市 < (国が行う事 は の 業 国 施設」 長 市 方整 土交通大臣 に 町 又 あ 村 市 備局 者 つ は に 計 若 業に 改 て 市 ( 以 下 画 くは は 長又 町 め、 の あ 更 村 決

つ

を削り、

とするとき」を「とするときは」

に改め、

同条に次の二項を加える。

3 前項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第一号の措置がとられた第二種事業

定に より 読 み替えて適用される同条第四項及び次条第二項 の規定により読み替えて適用される第二十九

(前項の規

条第二 項 に お L١ て準用 する第四条第三 |項第二号の措| 置がとら れ た も のを除く。 につい て 第二種 事 業

実施しようとする者が作成し た配慮書があるときは、 当該第二種事業を実施しようとする者は、 都市 計

画決定権者に当該配慮書を送付するものとする。

4

前

項

の

場

合に

おい

て、

配

慮書を送付する前に第二種

事業を実施しようとする者が行っ

た計画段階

配慮

事 項 に . つ L١ ての 検討 そ の 他 の 手 続 は都市 計画決定権者が 行っ たも のとみなし、 当該 第二種 事 業 を 実 施

ようとする者に対して行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者に対

して行われたものとみなす。

第四十 · 条 の 見出 L を削 ij 同 条 第 項 中 対 象事 業 が を 第二 種 事 業 へ 対 象 事業であ る も の に 限 ಠ್ಠ

以下この項及び第四十四条第三項 にお いて同じ。) が」に、 当該 対象事業」 を )「当該第 第二 種 事 業 に

又は対象 事業」 を「又は第二種事業」 に 係る対象 事業」 を「係る第二種事業」 に \_ 次条」 を 「 第

四十一条」 に \_ 対象事業等」 をっ 第二種事業等」 に改め、 同条第二項中「 前項」 を「 第三十八条の六第

とあ 項又は前項」 る の は 都 市計 に \_ 画決定権者は」 事業者」 とあるのは「都市計画決定権者」 ۲ \_ 対象事業に係る」 に ۲ 第四十条第 \_ 対象事業に係る」 項 の 対象 を「 事業等」 事業者は」 を 「 第

三十八条 対象事 の 業(」 六 第 を「 項 の 第 第 種 事 種 事 業若 ,業又は第二種事業 ( 」 L < は 第 種 事 **業** に に 係 る施 を 設又は ۲ 第四十条第  $\neg$ 主務省令」 とあっ 項 の る 第一 の は 種 事 主 務省令 に

玉 土交通省令」 を「 を」と、 「ごとに主務省令」 とあるのは「ごとに主務省令・ 国土交通省令」 に \_

象 氏名」 事 業 لح を あ \_ る 事 の 業者 は 都 の氏名」 市 計 画 に 対 象 事 業 名称」 を 同 を「 項 第 六号中 都 市 計 \_ 画決定権 事 業 者 者 لح の名称」 あ る の に は  $\neg$ 都 市 同 計 項 第四号中 画決 定 権 ¬ 対 者」

Ł 同項第七号中 「対象事業に係る環境影響評価の」 とあるのは 都市計画対象事業に係 る環境影響評 価

は の を に改め、 加 え 同 条 関 の次に 係 市 町村長及び」 次 の 条 を の下に「 加 え る 第三十八条の六第一 項 の第 種事業を実施しようとする者又

(都市計画対象事業の環境保全措置等の報告等)

第四十条の二 前条第二項 の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合におけ

る第三十八条の二から第三十八条の五までの規定の適用については、

第三十八条の二第一

項中「

第二十

26

合には、 第二十六条第二 合には、 七条の規定による公告を行った事業者(当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場 とする者又は第四十条第一項の事業者(これらの者が事業の実施前に当該事業を他 前 条 第 当該 当該事業を引き継い 項に 事業を引き継い 項 規定する事業者」 に 規定す 、る評価 、 だ 者。 だ者)」 とあっ 書等 以下「 る とあるのは の 送付 の 都市計| ば を受け、  $\neg$ 都 市 画事業者」 第四十条第二項の規定により読 計 た第三十 画 事業者」と、 · 八 条 という。 の六第 ر ا 第三十八条の五中「 一 項 の 第三十八条の三第 第 説み替 の者に引き継 種 事 「えて適同 業を実 第三十八条 用さ. 施 ίī し 、 だ 場 項中 よう れ ഗ

一第 項に 2規定す る 事 紫者」 とあ る の は  $\neg$ 都市 計 画 事業者」 とする。

前条第 第四十一 条 第 項 を 項から第三項までの規定中「前条第二項」を「第四十条第二項」に改め、 第四十条第 項 に改める。 同条第五項中

第三章及び 第四十四 条 第四章」 の 見出 をっ U 中 第五章及び第六章」 事 ·業者」 を 事業者等」 に改め、 に改 \_ め、 ものとし、 同 . 条第 五項 の下に「第三十八条の六第一 中 第 三 項 を 第 五 項 項又は に

同 · 一 1 二 明 中 「 事業者及び」 の下に「配慮書、 を、 ついては、 の下に「第三十八条の六第 項 又 ᆫ

を 加

同項を同条第七項とし、

同条第四項中「

第二項」

を「第四項」

に改め、

同項

を同

条第六項

とし

ば 送付しているときは、 象 事 第 業が 該事業者 を加え、 二 種 第 事業に 種 同項を同条第五項とし、 配慮書 . 係 事 業 る事業者が第五条」 で 事業者及びその送付を受けた者)に、 あ の送付を当該事業者から受けた者 ( 当該事業者が第三条の四第 る場 合に あっ て に 同条第二項を同条第四項とし、 は 事 業 対 象 者 事業等」 事業者が を「 第二種事業である場合に 既 に 第二種事業等」 第 六条第 同条第一 項 に 項中「事業者が第五条」 の 規 定 あっ 当該 に 項 ょ 方法 て IJ の 規定に 当該 は 事 書 業者」 方法 に より 係 る対 を を 配

定 よる公告を行うまでの間におい 権 第 者が当該第 種 事 業 を 実 種 施 事 しようとする者が第三条 ,業を実施しようとする者及び配 て 当該公表に係る第一 の 兀 第 項 慮書又は の規 種事業を都 定に 方法書 よる 市計画に定めようとする都 公表を の送付 行っ を当該第 て か ら第七条 種 事 業 を 市 の 実 計 規 画決 施 定 に

慮

書

を送付

してい

る場合に限る。

\_

に改

め、

同

項

を同

条第三項とし、

同 項

の

前

に次

の二項

を

加

え

種 ようとする者から受け 事 業に 係 る方法書 を作成 た 者 E Ū て そ しし の な 旨 Iを通 ίl 場合に 知 L あっ たときは、 ては当該 第 配慮書及び第三条の六の 種 事 業を実施 Ū ようとする者は 書 面 を、 方 当 該 法 書 を既 第

に L١ 作 成 して 当該都市計画に係る第一 る場合にあっては当該方法書を当該都市 種事業については、 計 第三十八条の六第一項の規定は、 画決定権者に送付するものとする。 都 市計 この場 1決定権 合に

画

お

て

者が当該配慮書及び第三条の六の書面又は当該方法書の送付を受けたときから適用する。

2 前 項 の 場合に対 おいて、 その通知を受け る前に第 種事業を実施しようとする者が行っ た 計 画段階配慮

事 項 に . つ しし ての 検討その 他 の手 続は 都 市計画 決定権者が行っ たも のとみなし、 第 種 事 業を実 施 L よう

とする者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

第四十五条第一 項 中 「 前条第五項」 を「 前条第七項」 に改め、 同条第二項中「 前条第五項」 を「前条第

七項」 に 第四十四条第五項」 を 第四十四条第七項」 に改 いめる。

第四十六条第一

項中「

第三十九条」

を「

第三十八条の六」

に

改め

第四十八条第二項中「第二章第三節から第五章まで」 を「第四章から第七章まで」 に 「第二章第三節

の 節 名 を 第 四 章の章名」 に 第五条第 一項第四号」 を「 第五条第一 項第七号」 に \_ から第三号ま

で を か ら第六号まで」に、 \_ 第五章 の を「 第七章の」 に改める。

第七章を第九章とする。

第六章中第三十八条の次に次の四条を加える。

(環境保全措置等の報告等)

第三十八条の二 第二十七条の規定による公告を行った事業者 ( 当該事業者が事業の実施前に当該事業を

他 の者に引き継いだ場合には、 当該事業を引き継いだ者)は、 第二条第二項第一号イからワま でに 掲げ

る 事 業 の 種 類ごとに主務省令で定めるところにより、 第十四 [条第 項 第· 七号口 に 揭 げ る措 置 回 復 す

ことが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、 その効果が 確

実でな 61 ものとして環境省令で定めるものに限る。)、同号八に掲げる措置及び同号八に掲げ `る措置

に

ょ را) ا 判 明 L た環境 の状況に 応じて講ずる環境 の保全の た んめの 措置であって、 当該 事 **業** の実施 に お ١J て 講

じ た も の に 係る報告書 以下「 報告書」 という。 を 作 成 L な け れ ば な らな **l** ,

2 前 項 の主務省令は、 報告書の作成に関する指針につき主務大臣(主務大臣が内閣府の外局の長である

ときは、 内 閣 総理大臣) が環境大臣に協議 して定めるものとする。

3 環 境 大臣 ば 関係 する 行 |政機| 関 の 長 に 協議 して、 前項 の規 定に より主務大臣 | (主務-大臣 が内 閣 府 の外

局 の長であるときは、 内閣総理大臣) が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとす

ಠ್ಠ

報告書の送付及び公表)

第三十八条の三 前条第一項に規定する事業者は、 報告書を作成したときは、 環境省令で定めるところに

より、 第二十二条第一 項の規定により第二十一条第二項の評価書の送付を受けた者にこれを送付すると

ともに、これを公表しなければならない。

2 第二十二条第二項の規定は、 前項 の規定により同条第一項各号に定める者(環境大臣を除く。) が 報

告書の送付を受けた場合について準用する。

( 環境大臣の意見)

第三十八条 の四 環境 大臣は、 前条第二項において準用する第二十二条第二項各号に定める措置がとられ

たときは、 必要に応じ、 政令で定める期間内に、 同項各号に掲げる者に対し、 報告書について環境 の保

全の見地 からの 意見を書面により述べることができる。 この場合において、 同 項第二号に掲げ る者に対

する意見は 同号に 規定する内閣総理大臣又は各省大臣を経由して述べるものとする。

免許等を行う者等の意見)

第三十八条の五 第二十二条第一項各号に定める者は、 第三十八条の三第一項の規定による送付を受けた

ときは、 必要に応じ、 政令で定める期間内に、 第三十八条の二第一項に規定する事業者に対し、 報告書

につ いて環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。 この場合において、 前条の規

定による環境大臣の 意見があるときは、 これ を勘案し な け れ ば はならな ιį

第六章を第八章とし、 第 五 章を第七章とし、 第 四 章 を第六章とする。

第十四条第一項第一号中「第三号」を「第六号」 に改め、 同項に次の一号を加える。

九 その他環境省令で定める事項

第三章を第五章とする。

第四条の次に次の章名を付する。

第三章 方法書

第五条第 項 中 事業者は」 の下に「、 配慮書 を作成しているときはその配 慮書 の 内容を踏まえるとと

もに、 第三条の六の意見が述べられたときはこれ 'を勘 案して、 第三条 <u>の</u> 二 第一 項 の事 業が実施され るべき

X 域そ の 他 の主務省令で定める事項を決定し」を、 事 項」の下に  $\neg$ 配慮書 を作成 してい な ١J 場合にお

61 ては、 第四号から第六号までに掲げる事項を除く。 \_ を加え、 同項第四号を同項第七号とし、 同 項第

三号の次に次の三号を加える。

四 第三条の三第一項第四号に掲げる事項

五 第三条の六の主務大臣の意見

六 前号の意見についての事業者の見解

第五条第一項に次の一号を加える。

八 その他環境省令で定める事項

第十条の次に次の章名を付する。

第四章 環境影響評価の実施等

第 十 一 条 第 項中「 第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」 に改める。

附則

施行期日

第一条 この法律は、 公布の日から起算して二年を超えない範囲内におい て政令で定める日から施行する。

ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

第一条の規定、 第二条中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を加える改正規定 (同法

第三条の 八に係る る部分に限る。 )及び同法第六章中第三十八条の次に四条を加える改正規定 一同 法第三

十八条 の二第三 項 に 係 る部分に限る。 並びに次条 から附則第四条 ま で の規定及び 附 則第十 一条 の 規 定

電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の目次の改正規定、 同法第四十六条の四及び第四十六条

の二十二の改正規定並びに同法第三章第二節第二款の二中同条を第四十六条の二十三とし、 第四十六条

の二十一を第四十六条の二十二とし、 第四十六条の二十の次に一条を加える改正規定を除く。 公布

の 日から起算して一年を超えな ١J 範囲内に おお いて政令で定め る日

第二条中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を加える改正規定 ( 同法第三条の二第二

項及び 第三項並びに第三条の七第二項 に係る部分に限る。 )及び同法第六章中第三十八条の次に四 I 条 を

加 える改 正 規定 (同法第三十八条の二第二項 に 係 る部分に限 る。 並びに附則第八条の規定 公 布 の日

から起算して一 年六月を超えない範囲内において政令で定める日

### (経過措置)

第二条 第 一 条の規定による改正後の環境影響評価法 (以下「新法」 という。 第七条、 第十六条又は第二

十七条の規定は、 前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る環境影響評価法第五

条第 項 î 規定する環境影響評価方法書(以下「 方法書」 という。 同 法第十四条第一項に規 定す る環

境 影 響 評 価 準 備 書 以 下 準 備 書 لع ايا う。 又は 同法第二十一条第二項 に 規定す る 環 境 影 響評 価 ) 以

下「評価書」という。)について適用する。

第三条 新法第七条の二 (新法第十七条第二項 の規定により準用する場合を含む。 の規定は、 附 則第

第二号 に 掲 げ る規 定 の 施 行 の 日以 後に行う公告及び縦覧 に係る方法 書又は準備 書 に う しし て 適 用する。

第四条 新 法 第十条第四 項 から第六項 まで及び第二十条第四 項 から第 六項 、 ま で の 規 定は 附 則 第 一条第

に |掲 げ る規定の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書につい て 適 用する。

第 五 条 第二条 の 規定に よる改正 後 の 環境影響評価 法 (以下「 第二条による改正 後の 法 という。 第三条

の二か ら第一 三条 の 七 ま での 規 定は、 この 法 律 の 施行 の日 (以下「施行日」 という。 前 に 方法書を公告し

た事業については、適用しない。

第六条 この 法律 の施 行 の際、 環境 影響評価法第二条第二項に規定する第 一種事業 (以下「 第 種 事 لح

いう。 について、 条例又は行政手続法 (平成五年法律第八十八号)第三十六条に規定する行政指 **導** へ 地

IJ う。 方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。 指定さ の定 n た めるところに従って作 も の に限 る。 があ :成され. るときは、 た次の各号に掲げ 当該 書 類 は、 その他の措置(次項において「行政指導等」 る書 そ れ 類 ぞれ当該各号に  $\widehat{z}$ の 法 律 の . 定 施 行に め る . 際 書 類 L ع 次項 み な の 規定によ ح 1 ا

第二条による改正後の法第五十三条第一 項 第 一 号に掲げ る 書類 第二条の規定による改正後 の法第三

条の三第一項の計画段階環境配慮書

第二条による改正 後 の法第五十三条第一 項第二号に 1掲げ る 書 類 第二 条の規定による改正後 の 法第三

条の六の書面

2 前 項 各号に掲げる書類は、 当該書類の作成の根拠が条例又は行政指導等(地方公共団体に係るも のに限

る。 であ るときは環境大臣が当該地 方公共団 体 の 意見を聴 ١J て、 行 政 指 说 等 国 の 行政 機 関 に 係 る も の

に 限 る。 であるときは 主務 大臣 が 環 境 大臣 第 種 事 業 がが 都 市 計 画 法 昭 和 四十三年法 律 第百号) 第四

条第七項に規定する市街 地開発事業として同 法 の 規定に ょ い都 市計 画に定められる場合に お げ る当該第

種 ,業又は 第 種事業に係 る施設が同条第五 項に規定する都 市 施設として同法 の規定により 都 市 計 画 に定

められる場合における当該 都市施設に係る第 種 事 業について当該都 市計画を定める第二条による改正後

の法第三十八条の六第一項の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)が環境影響評価そ

の 他 の手続 を行うものとする旨を定める行政指導等にあっては、 国土交通大臣が主務大臣及び環境大臣)

に協議して、それぞれ指定するものとする。

3 前項の規定による指定の結果は、公表するものとする。

第七条 第二条による改正後の法第三十八条の二及び第三十八条の三(第二条による改正後の法第四十条の

の規定は、

施行日以後に評価書

の

公告及び縦覧

を行

た事業者及び都市計画決定権者について適用する。

一の規定に

ょ

い り 読

み替えて適用する場合を含む。

第八条 この法律の施行後に第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する第一 種事業を実施 しよう

とする者となるべき者は、 この法律 の 施 行 前におい て、 第二条による改正後の法第三条の二から第三条の

九 ま での 規 定 の 例 に よる第二条に |よる改| 正 後 の法第三条の二第一 項に規定する計画段階配 慮事 項 に う しし

の検討その他の手続を行うことができる。

2 前 項 の 規定による手続が行われ た第 種 事業については、 当該手続は、 第二条による改正後の法の相当

する規定により施行日に行われたものとみなす。

3 前 二項の規定は、 この法律の施行後に第二条による改正後の法第三十八条の六第一項の規定により同条

第三 項 く の 規 定により読み替えて適用される第二条による改正後 の法第三条 の二第一項に規 定する計 画 段階

配 慮 事 項 に つ しし て の 検 討 そ の 他 の手 続を第二条による改正後 の 法第三条の二第 項 に 規 定する第 種 事 業

を実施しようとする者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者につい て準用する。 こ の 場

合に おいて、 第 一 項中「、 第二条による改正後の法」 とあるのは「、 第二条による改正後の法第三十八条

の六第三項 の規定 に ょ い 読 み 替えて 適 用され る第二条に よる改正後 の法」 ڔ に よる第二条に ょ る改正

後 の 法 لح あ る の は  $\neg$ に ょ る 同 項 の 規定に より読み替えて適 用される第二条による改正後 の法」 と読 み 替

えるものとする。

政令への委任)

第九 , 条 附 則 第二条から前条までに定めるも ののほ か、 この法律の施 行に関 U 必要な経過措置 に関する事項

は、政令で定める。

(検討)

第十条 政 府 は、 こ の法律の施行後十年を経過した場合において、 この法律による改正後の環境影響評価法

の 施行の状況について検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

電 気事業法 の 部改正)

第 十 一 条 電 気事 業 法 の 部 を次の ように改正する。

第四十六条の二十二」を「第四十六条の二十三」

に改める。

目次中「

第四十六条の四中「同項第四号」を「同項第七号」に改める。

第四十六条の五 中「 方法書」 の下に「及びこれを要約 Ū た書 類 を 加 える。

第四十六条の七 )の見出. U 中 都道 府県知事 を 都 道 府県知 事 等」 に 改 め、 同 . 条 第 項 中 都 道 府県知

「並びに同条第四項の政令で定める市の長及び同条第五項の都道

府県知

事

の意見」

を 加

え、 同項 の規定」 を「これらの規定」 に 7 同項 の意見」 を「これらの規定 の意見」 に改め、 同条に次

の 項 を加 え る

事

の

意見」の下に

3 環 境 影響評価法第十条第四項の政令で定める市の長は、 同項の意見であつて特定対象事業に係るもの

に つい ては、 同条第六項の規定によるほか、 前条第一項の規定により同法第九条の書類に記載された事

業者の 見解に配意し なければならない。

第四十六条の八第一項中「 都道府県知事の意見」 の下に「又は同条第四項の政令で定める市の長 の意見

及び 同 **|**条第 五項 の 都 道 府県知 事 の意見 が ある場合に はその 意見」 を加え、 同条第三項中 書面」 の下に「

又は 同 条 第 四 項 の 書 面 及び 同 条第 五 頂 の 書 面 が あ る 場 合 に は そ の 書 面 を 加 え ಠ್ಠ

第四十六条の九中「 第十条第一 頂 の下に 第四項又は第五 頂 を 加え

第 四十六条の十三の見出し中「 関 係都道 府県知 事」 を 関 係 都 道 府県知 事等」 に改め、 同条中 関 係 都

道 府県 知 事 の 意見 の下に「 並び に 同 ]条第四 項 の 政令で定 め る 市 の長及び同 · 徐 第 五 項 の 関 係 都 道 府 県 知 事

の 意見」 を 加 え、 \_ 同 項 の規定」 を っこれ らの規定」 に  $\neg$ 同 項 の意 見 を「こ れ 5 の 規 定 の 意 見 に 改

める。

第四十六条の十四第 項 中 「 関 係 都 道府 県知事 の意見」 の下に「 又は同条第四項 の 政令で定め る市 の 長

の 意見及び 同 · 条 第 五 項 の 関 係 都 道 府 県 知 事 の 意 見 が あ る場合に ば そ の 意見」 を加 え、 同 条第四 項 中 書 面

第四十六条の十五第 項 中 「 第二十条第一 項 の下に「、 第四項 又は第 五 項 を加 える。

の

下

ات ا

又は

同

条第四

項

の

書

面

及び

同

条第五項

Ô

書面

が

あ

る場合には

そ

の

書

面

を

加える。

第四十六条の十九中「 評価 書、 要約書及び第二十四条の 書面」 を \_ 評 価 書等」 に改める。

第四十六条の二十二中「及び第三十三条から第三十七条まで」を「、第三十三条から第三十七条まで、

第三十八条の三第二項、第三十八条の四及び第三十八条の五」に改め、 第三章第二節第二款の二中同条を

第四十六条の二十三とし、第四十六条の二十一を第四十六条の二十二とし、第四十六条の二十の次に次の

一条を加える。

(報告書の公表)

第四十六条の二十一 特定事業者に対する環境影響評価法第三十八条の三第一項の適用については、 同項

中「第二十二条第一項の規定により第二十一条第二項の評価書の送付を受けた者にこれを送付するとと

もに、これ」とあるのは、「これ」とする。

### 理 由

環境影響評価法の施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、 対

象事業( 環 境 の保全の の 範囲 の拡大、 ための措置等の実施 事 業 の 計 画 の状況に係る報告その他の手続の新設等所要の措置を講ずる必要がある。 の立案段階にお け つる環境 の保 全のたる めに配っ 慮すべき事 項につ L١ て の )検討、

これが、この法律案を提出する理由である。